

最高裁民三第194号

(組ろ-05)

令和3年6月28日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門 田 友 昌

執行官の手数料及び費用の算定基準について（通知）

押印を求める手続きの見直し等に伴い、標記の算定基準について新たな事務指針を別紙のとおり作成しました。

なお、令和2年9月11日付け最高裁民三第405号当職通知「執行官の手数料及び費用の算定基準について」に係る事務指針は、廃止します。

(別紙)

執行官の手数料及び費用の算定基準

第1 定義（執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和41年最高裁判所規則第15号。以下「規則」という。）第2条）

1 臨場後中止とは、臨場後事務の実施に全く着手しなかった場合をいい、事務の実施に着手した後これを取りやめた場合は、事務の実施があったものとして手数料を受ける。この場合において、事務の実施に着手するとは、当該手数料を生ずべき各個の事務の本体的、要件的な部分を開始することをいう。

2 数名の債務者に対して同時に執行しようとする場合において、その全部又は一部の者に中止の事由があるときは、各別に中止の場合の手数料を受ける。

3 執務に要した時間には、次に掲げる時間を算入する。したがって、執務に要した時間の起算時は、事務の実施の着手時とは必ずしも一致しない。

(1) 職務を行うべき場所（以下「現場」という。）において、債務者に任意の履行を促し、又は職務行為について説明するための時間

(2) 現場又はその付近において債務者その他の者の帰来を待つための時間（職務の遂行上相当と認められる場合に限る。）

(3) 調書を作成し、又は職務執行に必要な工作物を作成するための時間（これらの行為を現場において行った場合に限る。）

(4) 強制執行の目的外の動産を目的物から取り除き、権利者に引き渡し、又は保管に付するための時間（これらの行為を強制執行に引き続いて行った場合に限る。）

4 執務に要した時間には、現場への往復に要する時間は算入しない。

第2 文書の送達（規則第3条）

1 文書の送達は、同一の事件について、同一の日時及び場所（以下「同一の機会」という。）において同一の名宛人に対して行うものを、文書の通数にかかわらず、1件とする。

- 2 文書の送達が休日の夜間に行われた場合であっても、本条第2項の規定による加算は、重ねて行わない。
- 3 休日又は夜間の送達手数料を受けようとする場合は、休日又は夜間に送達することの申出があったことを申出書により明らかにしておかなければならない。
- 4 本条第3項には、受送達者の転居、全戸不在又は送達場所の記載の誤りによってその場所に到達できなかつた場合その他執行官の責めに帰することのできない事由により送達できなかつた場合のすべてが含まれ、送達不能報告書を提出し、又は交付するごとに1件とする。この報告書を提出し、又は交付した後、申出に基づき改めて送達を行ったときは、更に本条第1項又は第2項の手数料を受ける。
- 5 債務名義の送達と同時に執行を行う場合は、執行行為の手数料のほかに、本条の手数料を受ける。
- 6 債務名義の送達と同時に執行を行う場合において、当事者に存する事由により送達ができないために執行ができなかつたときは、本条の手数料のほかに、その執行行為についての臨場後中止の場合の手数料を受ける。

第3 訴えの提起前における証拠収集の処分（規則第3条の2）

- 1 本条の手数料は、裁判所の命令ごとに受ける。
- 2 調査に着手した後、調査の実施を妨げる事由の発生により調査の目的を達することができなかつた場合又は裁判所の命令の取消し等により調査の必要がなくなつた場合においても、調査の結果を報告して本条第1項の手数料を受けることができる。

第4 査証の援助（規則第3条の3）

本条の手数料は、同一の機会に行う執務ごとに受ける。同一の決定に基づくものであつても、異なる日時又は場所（以下「異なる機会」という。）において執務する場合には、各別に手数料を受ける。

第5 差押え等（規則第4条）

- 1 本条の手数料は、債務名義の個数にかかわらず、執行を受ける債務者ごとに各別に受ける。債務者が同一であっても、異なる機会において執行した場合は、各別に手数料を受取る。
- 2 数名の債権者のために同時に執行をした場合は、合有債権、連帯債権又は不可分債権に基づくときを除き、債権者ごとにその執行すべき債権の額に応じて、本条の手数料を受取る。
- 3 同一債務者又は主債務者と保証人（連帯保証人を除く。）に対し、異なる機会において執行した場合は、後に執行すべき債権の額は、前に執行した差押物件の評価額を控除した額とする。連帯債務（連帯保証を含む。）、不可分債務等の場合における執行すべき債権の額は、他の債務者に対する差押えの有無を考慮しない。
- 4 執行すべき債権の額は、執行の日までの利息及び損害金を含めて計算する。

第6 換価のための引渡し（規則第6条）

本条の手数料は、民事執行法（昭和54年法律第4号）第163条第1項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年法律第94号）第5条第1項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）により動産（自動車、建設機械及び小型船舶を含む。）の引渡しを受ける場合に受ける。事件の併合その他事件の引継ぎにより他の執行官から差押物等の引渡しを受ける場合は、本条の手数料を受取るできない。

第7 配当要求（規則第7条）

- 1 本条の手数料は、配当要求ごとに、民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第132条（同規則第178条第3項において準用する場合を含む。）において準用する同規則第27条の規定による通知を発した場合に受ける。
- 2 執行官以外の裁判所職員が配当要求を受理した場合であっても、1に定める通知を執行官が行ったときは、執行官が本条の手数料を受取る。

第8 売却の実施等（規則第8条）

- 1 本条の手数料は、期日ごとに、かつ、強制執行においては債務者ごと、担保権の実行としての競売においては所有者ごとに計算して受ける。ただし、同一期日に数個の不動産（売却手続が不動産に準ずるものを含む。）を売却した場合（一括売却の場合を除く。）は、不動産ごとに手数料を受取る。
- 2 本条第1項の手数料は、動産の売却については債権者若しくは債務者に売得金を交付し終わった時又は民事執行法第139条第3項（同法第192条において準用する場合を含む。）の規定による届出の書面を執行裁判所に提出した時に、不動産の売却については売却許可決定が確定した時に、電話加入権その他のものの売却（同法第163条第2項の規定による売却を含む。）については売得金を執行裁判所に提出した時に受ける。ただし、これらの売却を実施した後手数料を受取る前に、取下げ等当事者に存する事由により事件が終了した場合においては、事件終了の時に本条第1項の手数料を受取る。
- 3 本条第2項の手数料は、債務者又は所有者ごとに、売却すべき物件の全部について本条第1項の手数料が受けられなかった場合に受ける。

第9 手形の支払のための提示等（規則第9条）

本条の手数料は、手形等の通数にかかわらず、同一の事件について、同一の機会に行う執務ごとに受ける。

第10 動産の引渡し（規則第10条）

- 1 本条の手数料は、債務名義又は引き渡すべき物件の個数にかかわらず、同一の当事者間で同一の機会に行う執行ごとに受ける。
- 2 執行を受ける債務者が数名ある場合は、同一の機会に執行したときであっても、各別に手数料を受取る。数名の債務者の共同占有に係る物に対し執行する場合も同じである。
- 3 本条第2項の手数料は、引き渡すべき動産が数個ある場合において、その全部を発見することができないときにのみ受ける。

- 4 引き渡すべき物件が船舶（民事執行法第112条参照）、航空機（民事執行規則第84条参照）、自動車（民事執行規則第86条参照）、建設機械（民事執行規則第98条参照）又は小型船舶（民事執行規則第98条の2参照）の場合は、本条の手数料の算定については、第20の1及び3の例による。

第11 不動産の引渡し等（規則第11条）

- 1 本条の手数料は、引き渡し、又は明け渡すべき不動産又は船舶等ごとに受ける。不動産の個数は、登記簿上の筆数にかかわらず、その位置、形状、構造、使用状況等により、社会通念上独立の存在と認められるものを1個とする。
- 2 占有を解くべき債務者が数名ある場合は、同一の不動産等であっても、各別に手数料を受ける。
- 3 本条第2項の手数料は、引き渡し、又は明け渡すべき不動産等が存在せず、又は発見することができない場合に受ける。
- 4 規則第26条の2第2項の手数料を受けたときは、本条第2項の手数料を受けることができない。

第12 点検（規則第12条）

- 1 本条の手数料は、債務者その他の者に保管させている物を他の者の保管に移すいわゆる保管替に際し、その点検をする場合においても受ける。ただし、執行処分の取消し等による物の引渡しをする際に行う点検については、本条の手数料を受けることができない。
- 2 換価を実施する際に行う換価物の点検については、換価の手数料と別に本条の手数料を受けることができない。
- 3 執行官が差押物等を自ら保管している場合は、本条の手数料を受けることができない。

第13 差押物の引渡命令の執行（規則第13条）

本条の手数料の算定については、第10の例による。

第14 執行処分の取消しによる物の引渡し（規則第14条）

- 1 本条本文の手数料は、執行官が自ら保管している物を債務者その他の者に引き渡す場合又は債務者その他の者に保管させている物を執行官がその保管の現場において権利者に引き渡す場合に受ける。
- 2 引渡しを受ける者が数名ある場合は、引渡しが同一の機会に行われたときであっても、各別に本条の手数料を受ける。
- 3 本条の手数料は、他の手数料と重複して受けることができる。例えば、売却の結果、差押物等の一部の売得金によって債権者に弁済し、かつ、執行費用を償えることとなったため、その余の差押物等の執行処分を取り消して引き渡す場合や、売却等が取りやめになったため、差押物等を引き渡す場合等においては、売却又はその中止の場合の手数料と共に本条の手数料を受ける。

第15 民事執行法の規定による援助（規則第15条）

本条の手数料は、同一の機会に行う執務ごとに受ける。同一の申立てに基づくものであっても、異なる機会に執務する場合には、各別に手数料を受ける。

第16 財産の封印（規則第16条）

- 1 本条の手数料の算定については、2に定める手数料の算定を除くほか、第15の例による。
- 2 不動産、船舶、自動車、建設機械又は小型船舶の封印又はその除去の手数料は、目的物ごとに受ける。

第17 現況調査（規則第18条）

- 1 本条の手数料は、執行裁判所の命令ごとに受ける。ただし、1個の命令に基づき、離れた場所に存在する2以上の不動産又は船舶の調査をした場合には、それぞれの場所ごとに各別に手数料を受ける。
- 2 調査に着手した後、目的物の滅失等により調査が不能に終わった場合又は執行裁判所の命令の取消し等により調査の必要がなくなった場合においても、調査の結果を報告して本条の手数料を受けることができる。この場合においても、事案により本条第2項の手数料の加算を受けることができる。

第18 差押不動産等の保全処分（規則第19条）

本条の手数料の算定については、第11の1から3までの例による。

第19 内覧の実施（規則第19条の2）

- 1 本条の手数料は、執行裁判所の命令ごとに受ける。ただし、1個の命令に基づき、離れた場所に存在する2以上の不動産の内覧を実施した場合には、それぞれの場所ごとに各別に手数料を受取る。
- 2 本条第2項の手数料は、内覧の実施に着手した後、内覧を実施すべき不動産の占有者の抵抗その他の事由により、内覧参加者が不動産に立ち入ることができなかつた場合に受取る。

第20 自動車の引渡し等（規則第22条）

- 1 本条の手数料は、引渡しを受け、又は回送すべき自動車等の個数ごとに受ける。
- 2 買受人に対する自動車等の引渡しについては、売却手数料と別に本条の手数料を受取るできない。
- 3 本条第3項の手数料は、引渡しを受取るべき自動車等を発見することができない場合に受取る。

第21 任意の弁済金の受領等（規則第23条）

- 1 本条の手数料は、債務者から任意の弁済金等を受領して債権者に交付するごとに各別に受取る。
- 2 本条の手数料は、他の手数料と重複して受けることができる。

第22 見分の立会い（規則第25条）

本条の手数料は、競り売り又は入札期日に売却すべき動産を一般の見分に供した場合には、受けることができない。

第23 配当の実施（規則第26条）

本条の手数料は、民事執行法第139条第2項（同法第192条において準用する場合を含む。）により配当を実施する場合に受取る。併合した事件について

配当を実施する場合には、事件の数にかかわらず、1件分のみを受ける。

第24 明渡しの催告（規則第26条の2）

本条の手数料の算定については、第11の1から3までの例による。

第25 子の監護を解くために必要な行為（規則第26条の3）

- 1 本条の手数料は、債務者による監護を解くべき子ごとに受ける。
- 2 債務者が数名ある場合は、同一の子であっても、各別に手数料を受ける。

第26 告知書等の送付（規則第27条）

- 1 本条の手数料は、文書の通数ごとに各別に受ける。
- 2 1の場合を除き、本条の手数料の算定については、第2の例による。

第27 代替執行（規則第29条）

- 1 本条の手数料は、目的物及び行為の種別ごとに受ける。例えば、収去すべき家屋が数個ある場合は、同一の決定に基づくものであっても、各別に手数料を受ける。目的物の個数については、第11の1の後段の例による。執行債務者が2人以上であっても各別に手数料を受けることができない。
- 2 家屋収去の代替執行とその敷地たる土地の引渡しを同時に実施する場合は、各別に手数料を受ける。この場合において、家屋居住者を退去させる債務名義に基づき退去させたときは、更に規則第28条により所属地方裁判所の認可した手数料を受けることができる。

第28 保全処分の執行（規則第30条）

- 1 仮処分等の保全処分の執行の手数料は、保全処分に定められた事務の種別ごとに受ける。したがって、1個の保全処分命令で数個の事務が定められている場合は、各別に手数料を受ける。ただし、主たる事務について手数料を受ける場合においては、これに付随する事務、例えば、不動産の保管の仮処分におけるその旨の公示方法の実施等は、主たる事務と別に手数料を受けることができない。
- 2 仮処分等の保全処分の事務が本条以外の各条の事務（規則第28条により類

似する事務と定められた事務を含む。)に該当する場合、例えば、動産又は不動産の債権者への引渡しを内容とするいわゆる断行の仮処分等は、その事務に係る手数料を受け、そのいずれにも該当しないものに限って本条の手数料を受ける。

3 本条の適用を受ける事務のうち、事務の内容が本条以外の各条の事務に準ずるものは、その準ぜられる事務についての定めに従い手数料を算定する。例えば、債権者に使用を許す場合以外の執行官保管の仮処分の手数料の算定については、動産にあつては第10の例により、不動産にあつては第11の1から3までの例による。

4 本条の適用を受ける事務のうち、3に定める事務以外のもの手数料は、行為の種別及び目的物ごとに各別に受ける。

第29 長時間の執務（規則第32条）

1 同一事件についての職務行為が数回にわたって行われた場合は、各別に手数料を受けることができることを除き、各執務時間を通算した時間について本条の加算を行う。

2 本条の加算手数料を受けようとする場合は、執務の時間を執行調書その他職務の執行について作成する書類に記載して明らかにしておかなければならない。

第30 休日等の執務（規則第33条）

1 本条に定める執務が休日の夜間に行われた場合も、本条による加算は重ねて行わない。

2 本条の加算手数料を受けようとする場合は、執務が休日又は夜間に行われたことを執行調書その他職務の執行について作成する書類に記載して明らかにしておかなければならない。

第31 その他の加算（規則第33条の2）

1 各別に手数料を受ける場合において、本条各号に掲げる事由が共通するとき、受けるべき各手数料に本条の加算をそれぞれ行う。例えば、複数の子につ

- いて債務者の監護を解くために必要な行為を行う場合において、本条各号に掲げる事由が共通するときは、受けるべき各手数料に本条の加算をそれぞれ行う。
- 2 同一事件についての職務行為が数回にわたって行われた場合は、各別に手数料を受けられることができることを除き、数回の職務行為を通じて本条各号に掲げる事由ごとに1回のみ本条の加算を行う（同一の事由により複数回加算することはできない。）。職務行為ごとに各別に手数料を受けられる場合において、各職務行為について本条各号に掲げる事由に該当するときは、職務行為ごとの手数料に本条の加算をそれぞれ行う。
 - 3 本条の加算手数料を受けようとする場合は、本条各号に掲げる事由に該当することを執行調書その他の職務の執行について作成する書類に記載して明らかにしておかなければならない。

第32 書記料（規則第35条）

本条の書記料は、民事執行法第161条第6項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する証書を除いては、当事者その他の利害関係人が交付を求めた謄抄本及び証明書についてのみ受ける。

第33 旅費（規則第36条）

- 1 勤務裁判所と執務場所との距離は、通常一般に利用される経路によって算定する。地方裁判所は、個々の事件についての旅費の計算を簡易化するため、あらかじめ、執行官が職務を行うべき区域内の町又は字若しくはその1区画ごとについて勤務裁判所からの距離を定めた里程表を作成しておくことが望ましい。
- 2 距離は、往路と復路について各別に算定する。例えば、執務場所が勤務裁判所から1.1キロメートルの位置にある場合は、往路及び復路につき各2キロメートル分の旅費を受ける。
- 3 兼務庁の管轄区域内で行う事務についての旅費は、兼務庁を起点とする距離により計算する。
- 4 甲地において執務した後、直接次の執務場所乙地に臨んだ場合は、当事者が

同一のとき、又は両地が近接しているときを除き、甲地から勤務裁判所へ戻り、改めて乙地に臨んだものとして、事件ごとに距離を算定する。

- 5 2以上の事務を1回の臨場で処理した場合には、旅費は1回分のみ受ける。
- 6 裁判所が直接命ずる事務に係る旅費の計算についても1から5までの基準を適用する。
- 7 執行官が職務を行うべき場所に臨むに当たり交通機関（鉄道、軌道、乗合自動車、タクシー、船舶、航空機等をいう。）を利用した場合において、現によった経路及び方法により次の(1)から(5)までの区分に従って計算した額の合計額（以下「実費旅費額」という。）が本条第1項及び1から6までの基準により計算した額（以下「決定旅費額」という。）の合計額を超えるときは、本条第2項の規定により所属の地方裁判所が定める執行官の旅費の額は、実費旅費額による。ただし、合理的な理由がないにもかかわらず執行官が最も経済的な通常の経路又は方法によらないで職務を行うべき場所に臨んだ場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により次の(1)から(5)までの区分に従って計算した額の合計額による。
 - (1) 鉄道を利用した場合 その乗車に要する旅客運賃（運賃に等級を設ける路線による旅行の場合には最も低額の運賃）
 - (2) 軌道、乗合自動車又はタクシーを利用した場合 実費額。ただし、タクシー利用による実費額は、鉄道、軌道及び乗合自動車の路線がない場合又は便数が少なく利用が極めて困難である場合に限る。
 - (3) 船舶を利用した場合 その乗船に要する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には最も低額の運賃）
 - (4) 船舶の便のない区間の水路旅行の場合 実費額
 - (5) 航空機を利用した場合 現に支払った旅客運賃
- 8 旅費を複数の当事者が分担することとなる場合には、原則として平分する。

ただし、複数の執務場所で順次執務をした場合において、7の基準により実費旅費額を受けるとなったときは、4の基準により算定した距離に基づく法定旅費額の割合に応じて案分する。この場合において、執行官が職務を行うべき場所に臨むに当たりタクシーを利用し、その利用料金が7の基準により旅費の額とされたときは、その利用料金を当該職務に係る債務者又は受送達者の負担額とし、その余の金額につき、4の基準により算定した距離に基づく法定旅費額の割合に応じて案分する。

第34 宿泊料（規則第37条）

- 1 執行官が宿泊料を受けるときの場合の基準は、一般の職員の例に準ずる。地方裁判所は、あらかじめその具体的な基準を定め、又は各個の場合について地方裁判所の認可を受けるときものとするができる。
- 2 数個の事件の処理のため宿泊をした場合は、1個の宿泊料を受けるとき。この場合においては、宿泊料は各事件に平分する。

第35 執行官法第10条第1項第12号の最高裁判所の規則で定める費用（規則第39条）

本条第2号の費用は、民事執行法第139条第3項若しくは第141条第1項、民事執行規則第76条若しくは第90条又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則第22条の2第2項、第23条の3第11項若しくは第23条の4第2項若しくは第3項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による届出の書面を作成したときを受ける。